平成２５年（フ）第９８５３号
東京都江戸川区船堀７丁目６－２
破産者　古賀　秋人
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８５５号
栃木県那須塩原市鍋掛1084―379
破産者　福田　　章
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８７２号
神奈川県横浜市泉区岡津町2777番地10―102号
破産者　株式会社カレント
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８７８号
東京都中野区弥生町２丁目33―13　メゾンみのりⅡ202、開始決定時の住所東京都杉並区堀ノ内１丁目６－２－612
破産者　小林　孝夫
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８８２号
東京都豊島区南長崎１丁目14―８―104
破産者　菅原　道春
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９１０号
東京都葛飾区東新小岩３丁目８－５―712
破産者　松島　振和
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９１１号
東京都葛飾区東新小岩３丁目８－５―712
破産者　松島　晃子
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９１２号
東京都葛飾区東新小岩３丁目８－５―712
破産者　松島　将太
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９５０号
東京都墨田区向島４丁目24―21―206
破産者　西　　伯士
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９７５号
東京都豊島区西池袋４丁目23―13―201
破産者　池島　朱美
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００２５号
神奈川県相模原市南区相武台団地１丁目６－５－16
破産者　新貝　和茂
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５号
栃木県宇都宮市御幸本町4879番地60、開始決定時の住所栃木県那須郡那須町寺子乙3968番地58
破産者　渡邉　正夫
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３３号
栃木県宇都宮市中岡本町2389番地１
破産者　医療法人燿生会
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５１号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目６番56号　パレハイツ101、開始決定時の住所栃木県宇都宮市北一の沢町21番10号　サンライフ北一の沢101
破産者　小松　大介
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４１号
栃木県小山市大字武井10番地
破産者　有限会社サキインテリア
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０９号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2592番地107
破産者　小林　宜之
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１９号
栃木県宇都宮市野沢町309番地２　まつやマンション81号、前住所栃木県宇都宮市宝木本町2045番地15
破産者　川井　　實
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２５号
栃木県宇都宮市元今泉１丁目７番21号
破産者　株式会社ラヴォ
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７１３号
埼玉県草加市小山１―20―15、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区東新町２丁目27番３号
破産者　株式会社三井設計測量
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７１４号
埼玉県草加市小山１丁目20―15
破産者　小山　正高
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０２５号
東京都練馬区高松５丁目４番25号
破産者　スタイラー株式会社
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部